児童公園遊具等整備助成事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、伊勢市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、自治会や児童公園管理者（以下「団体」という。）の管理する児童公園に対し、環境整備に関する助成を行い、児童福祉の向上を図ることを目的とする。

（助成対象の児童公園）

第２条　助成対象の児童公園は、伊勢市内にある児童公園とする。ただし、都市公園等行政が管理する児童公園は除く。

（助成対象経費及び助成金額）

第３条　児童公園の環境整備に関する助成対象経費は、次に掲げるものとする。

（１）設置（遊具及び公園内の環境設備）

（２）修理及び解体・撤去

（３）砂場及び遊具付近の砂の補給（１回の補給量は１．５㎥を上限とする）

（４）塗装

２　助成は当該年度の予算の範囲内で行い、１自治会に対し限度額は１０万円とする。

（児童公園の保全管理）

第４条　児童公園の保全及び管理は、団体の責任で行う。

（助成金の申請）

第５条　団体が、第３条の助成を受けようとするときは、児童公園遊具等整備助成金申請書（様式第１号）に施工業者の見積書を添付し、伊勢市社会福祉協議会会長（以下「社協会長」という。）に提出する。ただし、当該団体等で整備をする場合は、かかる経費のうち、材料費及び消耗品費の見積書を添付するものとする。

（助成の決定）

第６条　社協会長が、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査して助成の適否を決定し、児童公園遊具等整備助成決定通知書（様式第２号－１）または児童公園遊具等整備助成却下通知書（様式第２号－２）を団体へ通知する。

（助成金の請求）

第７条　前条により、助成を受けることが決定した団体は、工事完了後速やかに、施工前、施工後の写真、及び施工業者が整備をする場合は、施工業者の請求書及び領収証の原本を添付する。また、当該団体等で整備をする場合は、領収書原本を添付し、児童公園遊具等整備助成金請求書（様式第３号）を社協会長に提出する。

（助成金の返還）

第８条　助成を受けた団体が、災害その他、特別な事由による場合を除く他、正当な理由なく次に掲げるいずれかに該当するときは、助成金の全額又は、一部を返還しなければならない。

（１）助成対象事業を実施せず、又は実施する意思が認められないとき

（２）助成対象事業を中止し、完了する見込みがないとき

（３）助成金を個人給付等の目的外に使用したとき

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、社協会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成１８年　４月　１日から施行する。

この要綱は、平成１９年　４月　１日から施行する。

この要綱は、平成２１年　４月　１日から施行する。

この要綱は、平成２５年１０月　１日から施行する。

この要綱は、平成２７年　４月　１日から施行する。

この要綱は、令和　元年　８月　１日から施行する。

この要綱は、令和　２年　５月　１日から施行する。

この要綱は、令和　２年　８月　１日から施行する。

この要綱は、令和　３年　４月　１日から施行する。

この要綱は、令和　４年　４月　１日から施行する。

この要綱は、令和　６年　４月　１日から施行する。